

いわき市木質バイオマス利活用推進事業補助金交付要綱を次のように制定する。

令和7年3月31日

いわき市長 内 田 広 之

いわき市木質バイオマス利活用推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、林地残材の木質バイオマスへの利活用の推進及び自然災害の防災を図ることを目的に、林業経営体等が実施する林地残材の集材・輸送に係る費用の一部に対する補助金の交付に関して、いわき市補助金等交付規則（昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 林業経営体等 林業を生業とする法人、個人、その他団体及び森林を所有する法人、個人、その他団体をいう。
- (2) 林地残材 本市の区域内の人工林において、間伐により発生し、搬出されずに林内に残置された木材（土場へ搬出されたものを含む）をいう。
- (3) 土場 伐採箇所近接する山元の一時的な木材の集積場所をいう。
- (4) 集積場 土場からチップ工場等までの間に設けられた木材の集積場所をいう。
- (5) チップ工場等 チップ工場、木質ペレット製造工場、木製品製造工場をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、林業経営体等のうち、市内に主たる事業所（法人、その

他団体の場合)又は住所(個人の場合)を有する者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、林業経営体等が当該年度の4月1日から2月末日までの期間内に林地残材を次の経路で集材・輸送した費用の一部とする。

- (1) 市内の伐採箇所から市内の集積場(土場を除く)に至るまでの経路
- (2) 市内の伐採箇所から市内のチップ工場等に至るまでの経路

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、集材・輸送した林地残材の材積量に、1立法メートル当たり3,000円を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(補助金等交付申請書の添付書類等)

第6条 規則第4条第1項に規定する期日は、当該年度の4月1日から2月末日までとする。

- 2 規則第4条第1項第1号の事業計画書、同項第2号の収支予算書及び同項第3号の前年度決算書の添付は、同条第2項の規定により省略するものとする。
- 3 規則第4条第1項第4号に規定する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(様式第1号)
- (2) 事業の遂行が確認できる写真
- (3) 集材・輸送した林地残材等の材積が確認できる書類(計量伝票の写し、納品伝票の写しなど)
- (4) 申請者が法人の場合 法人登記事項全部証明書(写しも可)
- (5) 申請者が個人の場合 市内に居住していることが確認できる書類(住民票(写しも可)、個人番号カード(表面)の写し、運転免許証の写し、公共料金の請求書の写しなど)
- (6) 申請者がその他団体の場合 規約、約款等、団体の運営に必要な事項を定めたものの写し

(着手届及び完了届の省略)

第7条 規則第10条に規定する補助事業着手(完了)届の提出は、同条のただし書の規定により省略するものとする。

(補助事業等実績報告書の省略)

第8条 規則第12条の補助事業等実績報告書の提出は、同条のただし書の規定により省略するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

様式第1号（第6条関係）

いわき市木質バイオマス利活用推進事業補助金
事業実績書

申請者	住所 (所在地)			
	氏名 (名称)			
搬出する 林地残材	樹種	<input type="checkbox"/> スギ <input type="checkbox"/> ヒノキ <input type="checkbox"/> その他針葉樹 <input type="checkbox"/> その他広葉樹	材積	m ³
搬出元所在地				
搬出先所在地				
輸送経路及び 輸送距離				km
林地残材等の 利活用方法	<input type="checkbox"/> 木材チップ <input type="checkbox"/> 木質ペレット <input type="checkbox"/> その他 ()			
備考				